## 3 源頼朝袖判下文 (島津家文書、歴代亀鑑) (国宝)

〇·九㎝、横四八·二㎝。 S島津家文書-一-一。一通。縦三

忠久」が書き込まれ、 たもの。忠久は島津氏の初代。島津家 考えられる。〔参考〕『大日本古文書』 職を与えられる者の一行を抜いた本文 文書のなかで最も古い文書。まず地頭 島津家文書之一、一号。 (右端)に頼朝が花押(判)を加えたと 付することが決定され「左兵衛尉惟宗 が書かれ、ついで頼朝により忠久に給 波出御厨の地頭職に惟宗忠久を補任しば世のあくりや、はとうしき、これはおのただりさ、るにん れた、平氏から没収した数百か所の所 六月十五日源頼朝袖判下文は、寿永三 之一に収める。元暦二(一一八五)年 えられる。『大日本古文書』島津家文書 足利尊氏の文書など一〇七通を収める。 (一一八四、元暦元) 年に頼朝に与えら する手鑑(書跡・経典・文書などを貼 一七世紀後半以降に仕立てられたと考 り込んだもの)。源頼朝・後醍醐天皇・ 『歴代亀鑑』二帖は島津家文書を代表 最後に文書の袖

5

(花類

補任
地頭職事
一
伊勢国波出御厨

職、可致沙汰之状如件、以下、為令勤仕公役、所補地頭職也、早為彼為令勤仕公役、所補地頭職也、早為彼右件所者、故出羽守平信兼党類領也、右件所者、故出羽守平信兼党類領也、

元暦二年六月十五日

3 源頼朝袖判下文(島津家文書、歴代亀鑑)(国宝)